

南砺市森林整備計画書（変更）

（南砺市森づくりプラン）



計画期間 自 平成31年 4月 1日
至 令和11年 3月31日

（平成31年3月樹立）
令和4年3月変更

富山県南砺市

目 次

はじめに	P1
第1章 森づくりのための基本的な事項	
第1項 森づくりの現状と課題	(略)
第2項 森林整備の基本方針	
1 森林・林業施策の基本方向	(略)
2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方	P2
3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針	(略)
第3項 森づくりの推進方策	
1 森林施業の推進方策	(略)
2 住民参加による森づくりの推進方策	(略)
第4項 森づくりへの具体的な取り組み	
1 里山林の整備	P4
2 混交林の整備	P6
3 市独自の取り組み	(略)
第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項	
第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	(略)
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P10
3 その他必要な事項	(略)
第2項 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	P10
2 天然更新に関する事項	P12
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P13
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	(略)
5 その他必要な事項	(略)
第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P14
2 保育の種類別の標準的な方法	P15
3 その他必要な事項	P15
第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	P15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	P18
3 その他必要な事項	(略)
第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	(略)
2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	(略)
3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	(略)
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	P18
5 その他必要な事項	(略)

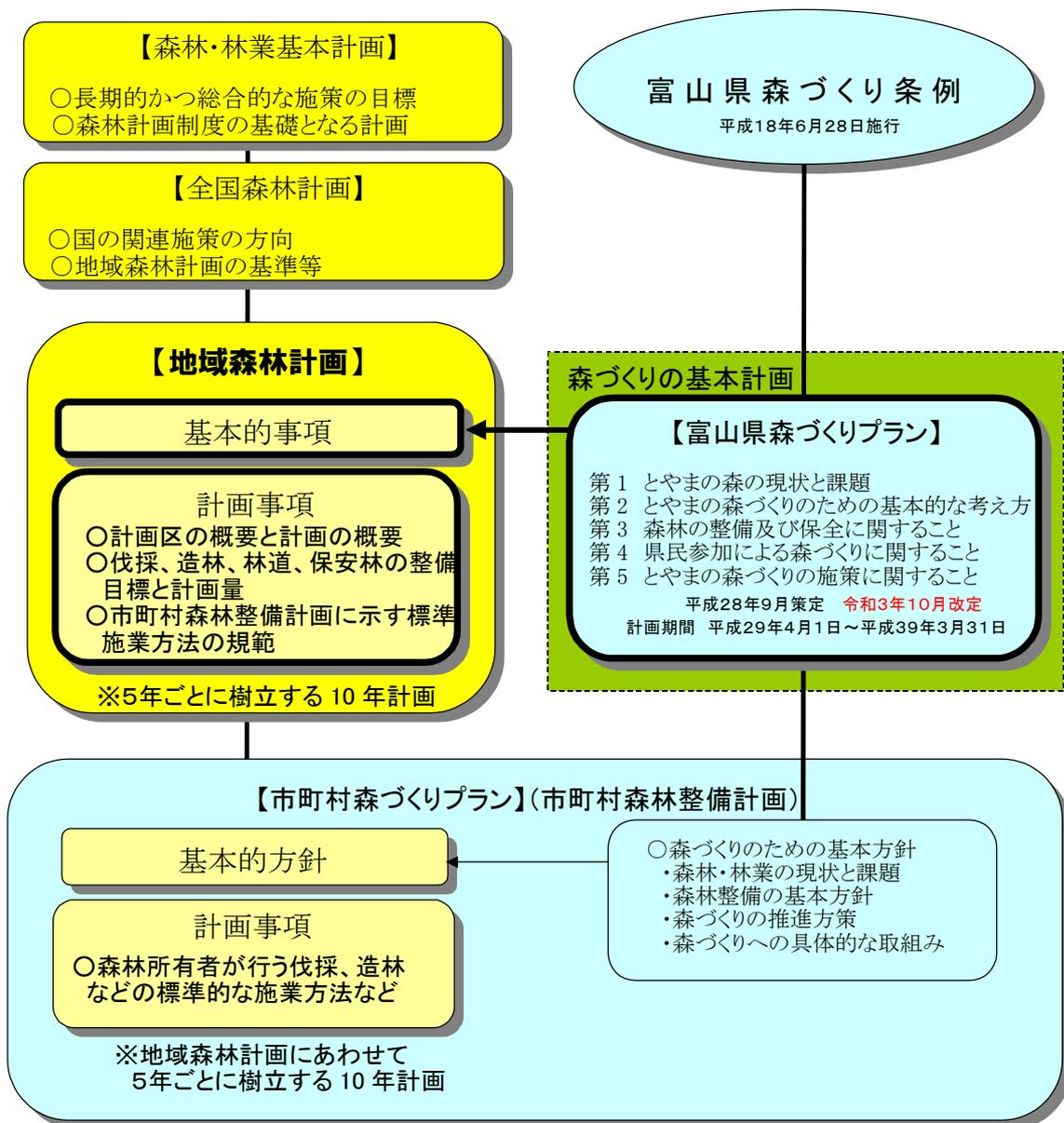
第6項	森林施業の共同化の促進に関する事項	(略)
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	(略)
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	(略)
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	(略)
4	その他必要な事項	(略)
第7項	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P19
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	(略)
3	作業路網の整備に関する事項	(略)
4	その他必要な事項	(略)
第8項	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	(略)
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	(略)
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P20
4	その他必要な事項	(略)
第3章	森林の保護に関する事項	
第1項	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	(略)
2	その他必要な事項	(略)
第2項	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	(略)
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）	(略)
3	林野火災の予防の方法	(略)
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	(略)
5	その他必要な事項	(略)
第4章	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	(略)
2	生活環境の整備に関する事項	(略)
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	(略)
4	森林の総合利用の推進に関する事項	(略)
5	住民参加による森林の整備に関する事項	(略)
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P21
7	その他必要な事項	P21
	参考資料	(略)

はじめに

「南砺市森づくりプラン」とは、森林法第10条の5の規定に基づき南砺市長が策定する「南砺市森林整備計画」のことであり、南砺市の森づくりに関する総合的な計画として市民の皆さんに広く知っていただくとともに、森林施業の具体的な方法や基準を示すことを目的としています。

また、ここで定める森づくりのための基本方針については、「富山県森づくり条例」に基づき富山県知事が策定した「富山県森づくりプラン」に沿って定めることとします。

なお、このプランの計画期間は、平成31年4月1日から令和11年3月31日までの10年間とします。



第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

第2項 森林整備の基本方針

2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

森林の有する主な機能である水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能に応じた、望ましい森林資源の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めることとします。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能 <small>かんよう</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
生物多様性 保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林に

		については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、 径級 の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

第3項 森づくりの推進方策

第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

No.	森林の所在			整備の方法	面積 (ha)	備 考
	地区	場 所	林小班			
1	城端	野口	林班53	広葉樹林整備 竹林整備 歩道整備	10.0	
2		上原、塔尾	林班53、73		10.0	
3		神成、梅原、久戸、宗守、在房	林班70、71、72		20.0	
4		是安、高島	林班52		10.0	
5		上見、徳成	林班49、51		10.0	
6		中尾、瀬戸、大鋸屋	林班32、33、34、47、48、49		10.0	
7		上田、上田外26入会	林班46、47、63、68		20.0	
8		林道	林班23、24		10.0	
9		養谷	林班10		10.0	
10		西明	林班7、8		10.0	
11		北野	林班2、3、9		10.0	
12		石田東石田入会、田屋、東西原	林班1		10.0	
13	平	祖山	林班10	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
14		杉尾	林班130		10.0	
15		高草嶺、大崩島	林班19、20、22、23、24		10.0	
16		入谷	林班20		10.0	
17		寿川	林班19		10.0	
18		下梨	林班97		10.0	
19		小来栖	林班97		10.0	
20		相倉、見座、中畑	林班95		10.0	
21		上梨	林班89		10.0	
22		田向	林班60		10.0	
22-1		大島	林班54、55、56		10.0	
23	上平	皆禰	林班86、87	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
24		葎島	林班82		10.0	
25		猪谷	林班6、7、8、9、10		10.0	
26		小原	林班15		10.0	
27		上平細島	林班16、17、19		10.0	
28		上中田、田下、菅沼	林班20、21		10.0	
29		新屋	林班22		10.0	
30		漆谷	林班72、73、81		10.0	
31		下島	林班68、69		20.0	
32		西赤尾	林班64、66		10.0	
33	利賀	長崎	林班174、175、177	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
34		栃原	林班188、190、192		10.0	
35		利賀	林班72		20.0	
36		岩渕	林班73		10.0	
37		百瀬川、上百瀬	林班7、10、11、12、43、44、45、46		25.0	
38		上島	林班74、75		10.0	
38-1	坂上	林班76、77	10.0			
39	井波	北川	林班5	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
40		井波	林班8		10.0	
41		志観寺	林班9		10.0	
41-1		井波外2入会、井波外4入会	林班4、5、7、8		30.0	
42		大谷	林班16		10.0	
43		沖	林班18		10.0	

No.	森林の所在			整備の方法	面積 (ha)	備 考
	地区	場 所	林小班			
44	井波	院瀬見	林班19, 20	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
44-1		北市	林班17		10.0	
45	井口	田屋丸山	林班2, 3	広葉樹林整備	10.0	
46	福野	安居	林班1, 2, 5	広葉樹林整備 竹林整備	10.0	
47		七村滝寺	林班4, 6		10.0	
48	福光	岩安	林班154	広葉樹林整備 竹林整備 歩道整備	10.0	
49		岩木	林班153, 154		10.0	
50		和泉	林班152		10.0	
51		松木	林班150, 151		10.0	
52		川西	林班148, 149 , 150, 151, 152		30.0	
53		人母	林班155, 176		20.0	
54		砂子谷	林班155, 157, 158, 163		20.0	
55		高窪	林班173, 174, 175		20.0	
56		大平	林班175, 176		10.0	
57		蔵原	林班160, 161, 162, 163, 164		20.0	
58		湯谷	林班161, 163, 164, 165		10.0	
59		能美	林班169, 170		10.0	
60		土山	林班169, 171, 172		30.0	
61		小又	林班 167 , 168		10.0	
62		福光	林班145		10.0	
63		中ノ江	林班143		10.0	
64		川合田	林班147, 148, 150, 151		20.0	
65		法林寺	林班143, 144, 146, 147		10.0	
66		遊部川原	林班150		10.0	
67		坂本	林班142		10.0	
68		開発	林班141, 142		10.0	
69		山本	林班140, 141		10.0	
70		竹内	林班139, 140		10.0	
71		天神	林班138		10.0	
72		小坂	林班135, 136, 137, 138		10.0	
73		小山	林班138, 139		10.0	
74		館	林班135, 136, 137, 138		10.0	
75		祖谷	林班135, 136		10.0	
76	糸谷新	林班130	10.0			
77	香城寺	林班130, 131, 133, 134	10.0			
78	広谷	林班129, 130, 131, 133	10.0			
79	才川七	林班119, 120, 122, 124, 125, 127, 128, 129, 130, 131	30.0			
80	小二又	林班122, 124, 125, 128, 129	10.0			
81	土生	林班2, 119, 122	10.0			
82	嫁兼	林班34	10.0			
83	七曲	林班3	10.0			
84	樋瀬戸	林班33	10.0			
85	吉見	林班37, 38	20.0			
86	小院瀬見	林班113, 116, 117, 118, 119	20.0			
87	立野脇	林班52	10.0			
88	綱掛	林班52	10.0			
計92箇所					1,125.0	

注：上記に記載された場所や面積の変更、または追加などは状況に合わせて対応します。

2 混交林の整備

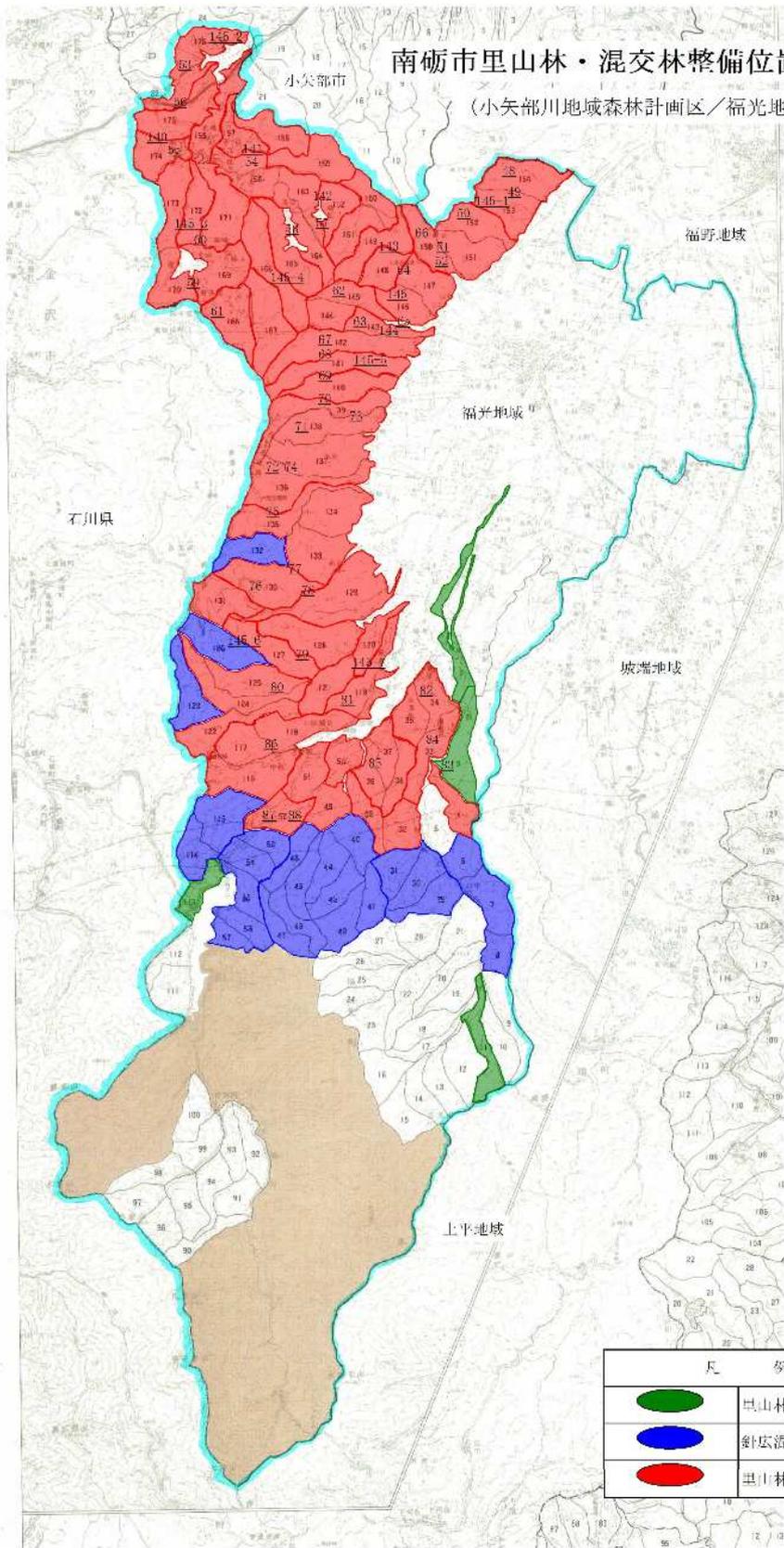
No.	森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備 考
	地区	場 所 林小班			
89	城端	北野西明入会	林班6, 7	25.0	過密人工林整備
89-1		大鋸屋	林班32	1.0	
89-2		林道	林班24	2.9	
89-3		上田	林班46, 69	5.0	
89-4		上田外六ヶ村入会地	林班68, 74	5.0	
89-5		蓑谷、北野蓑谷	林班12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19	5.0	
90	平	梨谷	林班105, 106	3.5	過密人工林整備 仮設道開設
91		高草嶺	林班23, 24	3.5	
92		祖山	林班5, 9	1.0	
93		杉尾	林班130	0.5	
94		渡原	林班128	0.2	
95		大崩島	林班16, 17, 19, 20	0.3	
96		寿川、入谷	林班20	0.4	
97		夏焼、東中江	林班24, 25	0.7	
98		下出	林班25, 43, 44, 45	1.0	
99		下梨	林班96, 98, 102, 103, 104, 114	1.0	
100		籠渡、大島	林班51, 52, 53, 54, 55, 56	1.5	
101		田向	林班49, 50, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63	1.0	
102		上梨	林班89	1.0	
103		中畑、見座	林班95, 96, 108, 109	1.0	
104		相倉	林班94, 111, 112	0.5	
105		来栖、小来栖	林班96, 97	1.5	
106		田代	林班98	14.0	
107		上松尾	林班99	0.2	
107-1		小来栖、梨谷	林班119, 120, 121, 122, 123	15.0	
108		上平	皆律、律島	林班82, 83	
109	猪谷、小原		林班4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11	1.0	
110	細島		林班16, 17	0.5	
111	菅沼、田の下		林班20	0.8	
112	上中田		林班21	0.2	
113	新屋		林班22, 23	0.5	
114	東赤尾		林班25	0.3	
115	真木		林班28, 29	0.2	
116	漆谷		林班70	0.2	
117	小瀬		林班74, 77	0.2	
118	下島		林班69	0.5	
119	西赤尾		林班64, 66	3.0	
120	楮		林班30	0.5	
121	成出		林班36	0.2	
122	利賀	栃原	林班188, 190	10.0	過密人工林整備 仮設道開設
123		北原	林班173	15.0	
124		仙野原	林班171, 172	13.0	
124-1		栗当	林班53, 56	5.0	
125		高沼	林班59, 60	17.0	
125-1	草嶺	林班61, 62, 63	5.0		

No.	森林の所在			整備の方法	面積 (ha)	備 考		
	地区	場 所	林小班					
126		大勘場	林班79、80、81、82、97		6.0			
127		大勘場田ノ島	林班81、82		16.0			
129	利賀	大勘場中口	林班149、150	過密人工林整備 仮設道開設	10.0			
130		阿別当	林班81、152		2.0			
131		坂上	林班75、76、77		4.0			
132		上畠	林班74、75、76		20.0			
133		細島	林班156、157		3.0			
134		押場	林班64、67、68		5.0			
135		大豆谷上山	林班70		2.0			
136		百瀬川	林班5、6、46		5.0			
137		百瀬川西山	林班42、43、44、45、47		3.0			
138		上百瀬東山	林班12		5.0			
138-1		利賀村、岩淵	林班72、73		5.0			
139		井波	杉谷、井波外四入 会		林班1、2、3、4	過密人工林整備 仮設道開設	5.7	
139-1			大谷		林班11、12		2.0	
139-2	院瀬見		林班18、19、20	5.0				
139-3	井波外二入会		林班8	8.1				
139-3	北市		林班16	2.1				
140	福光	高窪	林班174、175	風雪被害林等整 理 過密人工林整備	3.0			
141		砂子谷	林班156、157、158		1.3			
142		蔵原	林班159、160、161、 162、163		3.0			
143		川合田、川西	林班148、149、151、 161		5.0			
144		中ノ江	林班143		3.0			
145		法林寺	林班145、146、147		5.0			
145-1		岩木	林班152、153、154		6.0			
145-2		人母	林班176		1.0			
145-3		土山	林班169、171、172、 173		1.0			
145-4		湯谷	林班164、165、166、 167		1.0			
145-5		坂本、山本	林班140、141、142、 143、144		5.0			
145-6	才川七	林班123、124、125、 126、127、128、129、 130、131、132	1.0					
145-7	小二又、小院瀬見	林班119、120、121	1.0					
146	福野	七村滝寺	林班4、6	過密人工林整備	2.0			
146-1		安居	林班1		6.2			
147	井口	久保、蛇喰、宮 後、川上中、池 田、池尻、井口	林班1、2、3	過密人工林整備	5.0			
計79箇所					327.2			

注：上記に記載された場所や面積の変更、または追加などは状況に合わせて対応します。

南砺市里山林・混交林整備位置図

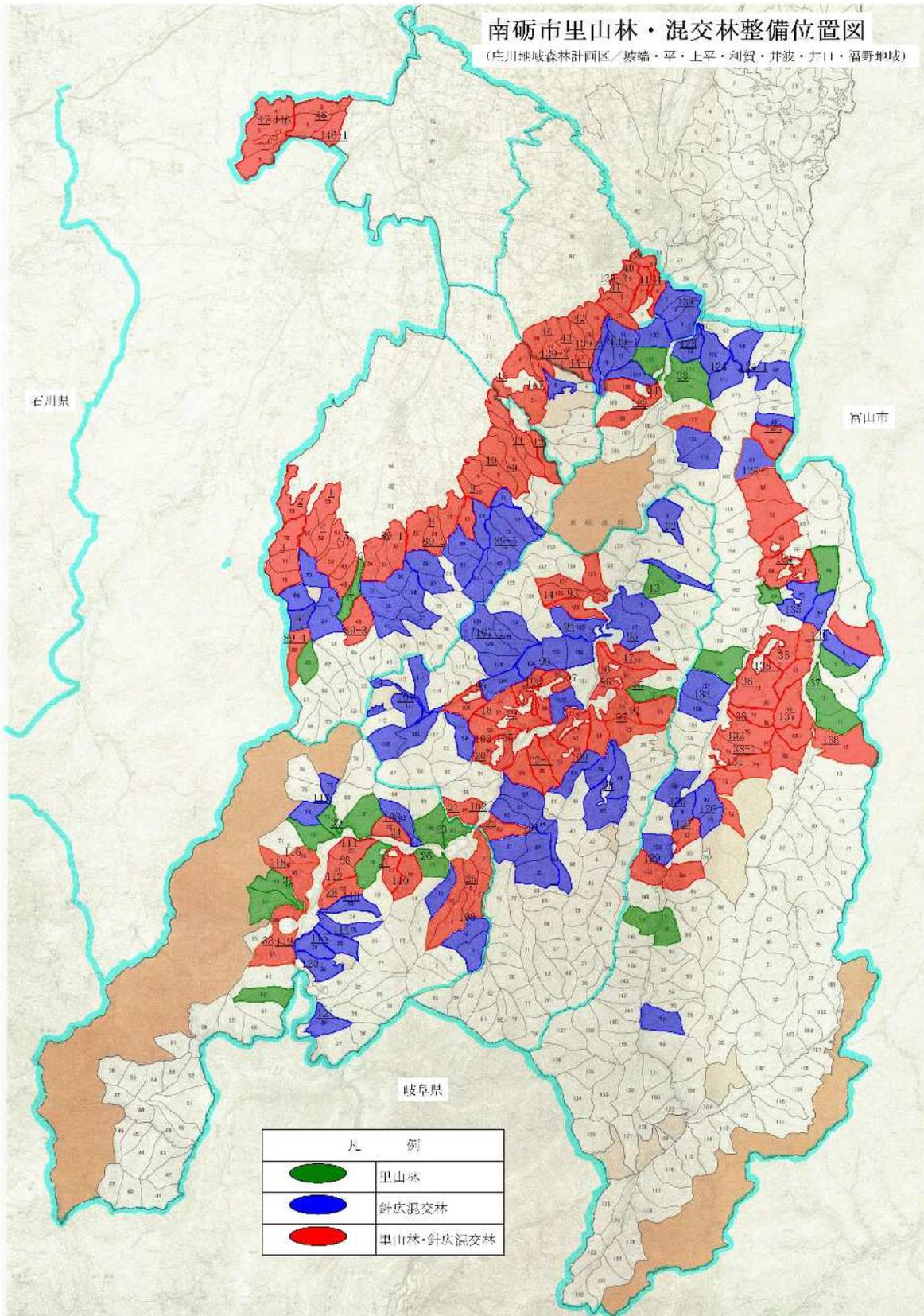
(小矢部川地域森林計画区／福光地域)



凡 例	
	里山林
	針広混交林
	里山林・針広混交林

南砺市里山林・混交林整備位置図

(庄川流域森林計画区/ 城端・平・上平・利賀・井波・大川・福野地域)



第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、次のとおりとします。

- ① 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ② 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- ③ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ④ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。
- ⑤ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等の割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。
- ⑥ 立木の伐採（主伐）及び集材にあたっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを勘案して、次のとおりとします。

人工造林の対象樹種	
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定する。	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案し、次のとおりとします。

人工造林の実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、**低密度植栽**の導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹種	施業区分	標準的な植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500 本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000 本/ha とする
	針広混交林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	針広混交林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1：防災を目的する場合にあつては、スギ、広葉樹を含め5,000 本/ha 程度とする。

注2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあつては、原則として伐根を抜き取らないものとします。
植付けの方法	気候や傾斜など自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めます。
植栽の時期	植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けます。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2 年以内とします。

択 伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。
-----	---

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、**前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況**、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおりとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数については、伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数については、天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法については、次のとおりとします。

更新の種類	作業	標準的な方法
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
ぼう芽	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次のとおりとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断

される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

・天然更新の完了の判断基準

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当り3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。

・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目
タテヤマスギ	標準伐期 (45年)	2,500	17年生 (24%)	24年生 (27%)	34年生 (28%)	55年生 (25%)	—
	長伐期 (90年)		20年生 (33%)	33年生 (33%)	55年生 (32%)	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35年)	2,000	16年生 (26%)	21年生 (26%)	30年生 (25%)	45年生 (25%)	—
	長伐期 (70年)		16年生 (35%)	24年生 (35%)	40年生 (34%)	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55年)	2,500	26年生 (27%)	36年生 (28%)	48年生 (27%)	65年生 (28%)	90年生 (27%)
	長伐期 (110年)		27年生 (35%)	39年生 (35%)	57年生 (35%)	84年生 (35%)	
カラマツ	標準伐期 (40年)	2,500	15年生 (29%)	22年生 (27%)	30年生 (28%)	43年生 (28%)	70年生 (28%)
	長伐期 (80年)		16年生 (35%)	23年生 (35%)	37年生 (35%)	77年生 (27%)	

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの

(2) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマスギ	標準伐期(45年)	10年	20年
	長伐期(90年)		
ボカスギ	標準伐期(35年)	10年	15年
	長伐期(70年)		
ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの

なお、既往の冠雪害の発生状況を勘案し、間伐を実施すべき森林の立木の形状比は次のとおりとします。

- 65 ……旧福光町
- 70 ……旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町)
- 75 ……旧平村、旧上平村、旧利賀村

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次のとおりとします。

なお、作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて下刈りの回数を削減します。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	16	20	21	25		26	30	
根踏み	ス	1																			植栽の翌年に実施
雪起し				1	1	1	1	1	1	1											消雪後1箇月以内に実施
下刈り		1	1	2	2	2	1	1	1												春植えの場合は1年目から実施
つる切	ギ	必要に応じて実施																			
除伐																					必要に応じて実施
枝打ち																					必要に応じて実施 間伐との同時作業の検討

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

また、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料（4）に記載のとおりです。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1-1のとおりとします。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域はのとおりとします。

- ①下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。
- ②①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ③他の公益的機能別施業森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	45	60
タテヤマスギ その他スギ	55	80
ヒノキ	65	100
マツ カラマツ	50	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	70	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	70	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	25～35	20～40

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1-2のとおりとします。

種類	森林の基準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林

	い森林	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、区域は別表2-2のとおりとします。

- ①成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ②急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。
- ④水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80

ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	120	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	120	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	30～50	20～40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

（1）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表1-3のとおりとします。

森林の基準
<p>林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」</p>

（2）施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

別表1-1 （変更なしのため、記載省略）

別表1-2 （変更なしのため、記載省略）

別表1-3 （変更なしのため、記載省略）

別表2-1 （変更なしのため、記載省略）

別表2-2 （変更なしのため、記載省略）

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

（1）基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税

を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

（２）具体的な方針

①経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- ・最後に行った間伐から 15 年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
- ・森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
- ・森林整備が特に必要な森林（施業履歴等から区域を定め、地域の実情を踏まえて優先度の高い森林を抽出）

②経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。

③市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

第 6 項 森林施業の共同化の促進に関する事項

第 7 項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、次のとおりとします。

区 分	作業システム	路網密度（基幹＋細部）
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上

中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

第8項 その他必要な事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次のとおりです。

整備計画（変更なしのため、記載省略）

第3章 森林の保護に関する事項

第4章 その他森林の整備のために必要な事項

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理意向調査等の年度別事業計画

番号	地区名	事業内容	R1	R2	R3	R4	R5
1	安居 林班：1.5 面積：4ha	意向調査準備業務	○				
		意向調査		○			
		市町村経営管理事業		○			
2	東城寺 林班：16.18 面積：13ha	意向調査準備業務		○			
		意向調査		○			
		市町村経営管理事業			○		
3	西原ほか 林班：69.70.71.72.73 面積：90ha	意向調査準備業務			○		
		意向調査				○	
		市町村経営管理事業					○
4	山本 林班：140.141 面積：125ha	意向調査準備業務			○		
		意向調査			○		
		市町村経営管理事業				○	
5	小又 林班：166.167.168 面積：160ha	意向調査準備業務				○	
		意向調査					○
		市町村経営管理事業					
6	林道・理休 林班：23.24.25.26 面積：139ha	意向調査準備業務				○	
		意向調査				○	
		市町村経営管理事業					
7	広瀬（竹内・小山・天神） 林班：138.139.140 面積：130ha	意向調査準備業務				○	
		意向調査					○
		市町村経営管理事業					
8	大鋸屋 林班：27.30.31.32.33.34.35.36 面積：300ha	意向調査準備業務					○
		意向調査					
		市町村経営管理事業					

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

番号	地区名	作業種	面積(ha)	備考
1	安居	間伐・除伐	2.5	R2 実施
2	東城寺	除伐	0.1	R3 実施
3	西原ほか	除伐	5.0	R5 実施予定
4	山本	除伐	6.6	R4 実施予定

7 その他必要な事項

特になし